

18 売上割戻しの計上の説明で適切でないものは次のうちどれか。

- a) 算定基準が契約書等に明示されている場合は、当該契約締結の日の属する事業年度で売上割戻しを計上する。
- b) 割戻しの全額を営業保証金として預り、特約店契約解除のときに支払うこととした場合は、現実に支払った日の属する事業年度に売上割戻しを計上する。
- c) 社内規程による支払基準に基づく割戻しは、税務申告書提出時までに得意先へ通知していれば、その期の損金とすることができる。
- d) 算定基準が契約書に明示されていない場合は、得意先へ通知又は支払を行った日に売上割戻しを計上する。

19 売上割引の説明として最も適切なものは次のうちどれか。

- a) 売上代金を約定受取日前に受け取った時に受取額の減額を行うこと
- b) 売上計上した商品・製品等が、品質不良、品名誤り等により返戻されること
- c) 商品の品質不良、破損等の理由で、売上代金の差引減額を行うこと
- d) 一定期間の売上数量または売上代金を基準として得意先に売上代金の返戻を行うこと